

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和 7 年 6 月定例会議案目次

議案番号	件名
議第 4 4 号	令和 7 年度山形市一般会計補正予算
議第 4 5 号	令和 7 年度山形市立病院済生館事業会計補正予算
議第 4 6 号	字の区域及び名称の変更について
議第 4 7 号	はしご付消防自動車の購入について
議第 4 8 号	排水ポンプ車の購入について
議第 4 9 号	工事請負契約の締結について(総合スポーツセンターテニスコート等改修工事)
議第 5 0 号	業務委託協定の締結について(奥羽本線蔵王・山形間坂巻跨線橋耐震補強補修 工事業務)
議第 5 1 号	山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議第 5 2 号	山形市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議第 5 3 号	山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議第 5 4 号	山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議第 5 5 号	山形市市税条例の一部改正について
議第 5 6 号	山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部改正について

令和 7 年度山形市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度山形市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ937,014千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,445,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 11 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		18,999,241 ^{千円}	401,059 ^{千円}	19,400,300 ^{千円}
	2 国庫補助金	4,718,440	401,059	5,119,499
16 県支出金		8,055,889	36,264	8,092,153
	2 県補助金	2,351,057	36,264	2,387,321
19 繰入金		2,123,665	322,291	2,445,956
	2 基金繰入金	1,717,983	322,291	2,040,274
22 市債		4,398,600	177,400	4,576,000
	1 市債	4,398,600	177,400	4,576,000
歳入合計		105,508,000	937,014	106,445,014

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		10,614,478 ^{千円}	91,029 ^{千円}	10,705,507 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	3,352,231	2,176	3,354,407
	8 文化スポーツ費	2,974,164	88,853	3,063,017
3 民 生 費		44,012,198	327,958	44,340,156
	2 児 童 福 祉 費	20,156,393	232,958	20,389,351
	4 災 害 対 策 費	164,442	95,000	259,442
4 衛 生 費		8,133,360	68,218	8,201,578
	1 保 健 衛 生 費	3,938,220	59,623	3,997,843
	2 清 掃 費	3,842,767	8,595	3,851,362
6 農 林 水 産 業 費		2,014,453	46,293	2,060,746
	1 農 業 費	1,660,975	46,293	1,707,268
8 土 木 費		11,349,483	389,347	11,738,830
	2 道路橋りょう費	3,437,127	74,224	3,511,351
	4 都 市 計 画 費	3,358,835	315,123	3,673,958
10 教 育 費		9,310,469	14,169	9,324,638
	4 高 等 学 校 費	1,443,945	4,846	1,448,791
	6 社 会 教 育 費	1,173,632	9,323	1,182,955
歳 出 合 計		105,508,000	937,014	106,445,014

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
総合スポーツセンター 受変電設備等改修事業	令和8年度	千円 89,795
市立保育所給食調理委託費 (つばさ保育園・さくら保育園)	令和7年度から 令和10年度まで	170,676
(仮称)西部保育所整備事業 (用地取得)	令和7年度から 令和9年度まで	整備用地約2,300㎡を取得した 金額に利子等を加えた額
(仮称)西部保育所整備事業 (基本設計委託)	令和7年度から 令和8年度まで	11,231

第3表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
放課後児童クラブ整備事業	千円 24,900	普通貸借 又は証券 発行	借入先との 協定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。
デジタル活用推進事業	4,400			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業	千円 452,600	千円 506,400
保 育 施 設 整 備 事 業	21,700	68,400
農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業	40,000	45,800
道 路 橋 り ょ う 整 備 事 業	513,800	543,900
都 市 計 画 公 園 整 備 事 業	257,600	269,300

令和 7 年度山形市立病院済生館事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度山形市立病院済生館事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 7 年度山形市立病院済生館事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
(1) 主要な建設改良事業		
医療器械器具及び備品購入	400,000千円	428,193千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額445,101千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,092千円及び、過年度分損益勘定留保資金444,009千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額458,294千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,143千円及び、過年度分損益勘定留保資金457,151千円で補てんするものとする。」に改め、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 資 本 的 収 入	393,640千円	15,000千円	408,640千円
第 1 項 企 業 債	174,800千円	15,000千円	189,800千円
	支 出		
第 1 款 資 本 的 支 出	838,741千円	28,193千円	866,934千円
第 1 項 建 設 改 良 費	600,514千円	28,193千円	628,707千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
医 療 機 器 整 備 事 業	千円 150,000	千円 165,000

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 予算第10条に定めた取得する資産に、次のとおり追加する。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量	取得の態様
医 療 機 器	広角眼底撮影装置	一 式	購 入

令和7年6月11日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

議第46号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、令和7年9月1日から、本市の字の区域及び名称を別紙調書のとおり変更する。

令和7年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

理 由

大字十文字、大字大森及び大字漆山の各一部について、字の区域及び名称を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求めようとするものである。

別紙

変 更 調 書

大字	字	地 番
大森	岡門伝	1320-3、1320-5から1320-7まで、1321-4、1321-5、1471、1471-1、1471-3、1471-6、1475-1、1477-2、1479-3、2098-2、6033
十文字	経段	1990-1、1990-3、1991、1993-3、1995-1から1995-4まで、1998、3536
	天童道下	1367-2
	中河原	1375-1から1375-4まで、1380-3、1381、1381-3、1382、1382-1、1383、1383-2、1388-4、1392-2、1393-2、1393-4、1393-5、1394、1394-1、1395、1396、1397-1から1397-3まで、1401-1、1405-1、1406-1、1406-2、1407-4、1413-2、1416-1、1417-1、1417-4、6237から6240まで
	中川原	1352-1、1403-1、1405、1407-7、1407-8、1412-1、1413-4、1414-1、1415、1416-2、1417、2431、2473、2473-1、2473-2、2476、2478、6241
	菰窪	1203、1206、1212、1214、1217-2、1219、1219-4、1219-5、1222-3から1222-7まで、1222-9から1222-13まで、1225-1、1225-14、1313-1、1316-2、1317-4、1317-5、1318-1、1318-2、1318-4、1318-5、1324、1324-2、1326-1から1326-3まで、1328-1、1328-2、1329、1332、1333、1336-2、1348-2、1348-3、1352-2、1353-3、1357、1361-2、1366、2171、3429-1、3429-2、3432-1、3432-2、3455-28、3455-146、6236、6242、6243、北3427-2、北3430から北3432まで、北3434-2、北3434-3、北3435、北3436、北3437-1、北3437-3、北3439-1、北3439-3、北3440-2、北3440-3、北3441、北3442、北3443-2、北3444-2、北3445から北3448まで、北3449-1から北3449-3まで、北3450-1、北3450-2、北3451-2、北3451-3、北3452-2、北3455-4から北3455-8まで、北3455-12、北3455-14、北3455-15、北3455-19から北3455-27まで、北3455-29から北3455-32まで、北3455-43、北3455-44、北3455-56、北3455

		-71、北3455-75、北3455-80から北3455-83まで、北3455-92から北3455-94まで、北3455-97、北3455-112、北3455-114、北3455-118、北3455-127、北3455-130、北3455-131、北3455-135、北3455-136、北3455-141、北3455-143から北3455-149まで
	矢萩段	1033-1、1119-1、1122-1、1136-2から1136-4まで、1137-2、1141、1142、1144-1から1144-4まで、1145-3、1145-4、1151-1、1152-2、1152-5、1159-1、1159-2、1161、1162-1、1162-10、1162-11、1174、1174-4、1203-2、1208-4、1634-7

上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路等である公有地の全部を立谷川四丁目に変更する。

上記地番は、令和7年5月9日現在の登記簿による。

議第 4 7 号

はしご付消防自動車の購入について

次のとおり、はしご付消防自動車を購入する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 名 称 | はしご付消防自動車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 購 入 金 額 | 金 2 7 7, 4 6 7, 1 1 0 円 |
| 4 | 購 入 先 | 株式会社長谷川ポンプ製作所 |
| 5 | 契約の方法 | 随意契約 |

理 由

はしご付消防自動車を購入するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第48号

排水ポンプ車の購入について

次のとおり、排水ポンプ車を購入する。

令和7年6月11日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 名 称 | 排水ポンプ車 |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 購入金額 | 金60,500,000円 |
| 4 | 購入先 | 株式会社南東北クボタ山形事業所 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

排水ポンプ車を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第49号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和7年6月11日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 契約の目的 | 総合スポーツセンターテニスコート等改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 請負金額 | 金183,700,000円 |
| 4 契約の相手方 | 渋谷建設・仁藤組建設工事共同企業体 |

理 由

総合スポーツセンターテニスコート等改修工事について、渋谷建設・仁藤組建設工事共同企業体と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第50号

業務委託協定の締結について

次のとおり、業務委託協定を締結する。

令和7年6月11日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 協定の目的 | 奥羽本線蔵王・山形間坂巻跨線橋耐震補強補修工事業務 |
| 2 | 協定の方法 | 随意契約 |
| 3 | 委託金額 | 金516,643,600円 |
| 4 | 協定の相手方 | 東日本旅客鉄道株式会社東北本部 |

理 由

奥羽本線蔵王・山形間坂巻跨線橋耐震補強補修工事業務について、東日本旅客鉄道株式会社東北本部と業務委託協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第51号

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第4項中「第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第15条第1項中「者で」を「者（第15条の4第1項において「配偶者等」という。）で」に改める。

第15条の2の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、山形市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第1号）

第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 山形市職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例中第15条の2の次に3条を加える改正規定（第15条の3に係る部分に限る。）は令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から、その他の規定は公布の日から施行す

る。

（経過措置）

- 2 任命権者は、施行日前においても、改正後の第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

理 由

職員の仕事と育児や介護の両立を支援するための措置等について規定しようとするものである。

山形市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

山形市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山形市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第22条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第23条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第23条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて第2号部分休業の承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて第2号部分休業の承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該部分休業に係る子について同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければその養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第25条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業制度の拡充に係る所要の改正を行おうとするものである。

議第53号

山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

選挙長		日額	10,800円
投票管理者	投票所において従事する者	日額	12,800円
	期日前投票所において従事する者	日額	11,300円
開票管理者		日額	10,800円
投票立会人	投票所において従事する者	日額	10,900円 （立会時間が投票時間（投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの間をいう。以下同じ。）の2分の1以下である場合にあっては、5,500円）
	期日前投票所において従事する者	日額	9,600円 （立会時間が投票時間の2分の1以下である場合にあっては、4,800円）
開票立会人		日額	8,900円
選挙立会人		日額	8,900円

を

」

「

選挙長		日額	12,200円
投票管理者	投票所において従事する者	日額	14,500円
	期日前投票所において従事する者	日額	12,800円

開票管理者		日額	12,200円	に
投票立会人	投票所において従事する者	日額 (立会時間が投票時間(投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの間をいう。以下同じ。)の2分の1以下である場合にあっては、6,200円)	12,400円	
	期日前投票所において従事する者	日額 (立会時間が投票時間の2分の1以下である場合にあっては、5,500円)	10,900円	
開票立会人		日額	10,100円	
選挙立会人		日額	10,100円	

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された公職選挙法の規定による選挙又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票管理者等の報酬日額を改定しようとするものである。

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 2 年市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

(5) 職員が、(1)から(4)までに掲げる作業に相当する作業で市長が認めるものに従事したとき。	著しく危険な区域として規則で定める区域において行うとき。		日額 2, 1 6 0 円 を超えない範囲内で市長が定める額
	上記以外の区域において行うとき。	日の出から日没までの時間帯において行うとき。	日額 1, 0 8 0 円 を超えない範囲内で市長が定める額
		日没から日の出までの時間帯を含む時間帯において行うとき。	日額 1, 6 2 0 円 を超えない範囲内で市長が定める額

を

」

「

(5) 消防職員が、次に掲げる作業に従事したとき。 ア 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する救急消防援助隊として出動する場合において行う同法第44条第1項に規定する消防の応援等に係る作業 イ 消防組織法第39条第2項に規定する協定に基づき出動する場合において行う消防活動に係る作業 ウ 他自治体の消防職員によるア又はイに規定する出動が行われる災害がこの市の消防署の管轄区域内において発生した場合に行う消防活動（当該災害に直接起因するものに限る。）に係る作業	著しく危険な区域として規則で定める区域において行うとき。		日額 2,160円
	上記以外の区域において行うとき。	日の出から日没までの時間帯において行うとき。	日額 1,080円
		日没から日の出までの時間帯を含む時間帯において行うとき。	日額 1,620円
(6) 職員が、(1)から(5)までに掲げる作業に相当する作業で市長が認めるものに従事したとき。	著しく危険な区域として規則で定める区域において行うとき。		日額 2,160円 を超えない範囲内で市長が定める額
	上記以外の区域において行うとき。	日の出から日没までの時間帯において行うとき。	日額 1,080円 を超えない範囲内で市長が定める額
		日没から日の出までの時間帯を含む時間帯において行うとき。	日額 1,620円 を超えない範囲内で市長が定める額

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

緊急消防援助隊等として被災地で救助活動等に従事する消防職員に対して災害応急作業等手当を支給しようとするものである。

議第55号

山形市市税条例の一部改正について

山形市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市市税条例の一部を改正する条例

山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第8条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第18条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第25条第1項ただし書中「有しなかつた者（」を「有しなかつたもの（」に、「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第26条の2第1項第3号及び第26条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第26条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第26条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第79条第1項中「及び第83条第1項」を「、第83条第1項並びに附則第19条の9第1項及び第2項」に改める。

附則第19条の8の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第19条の9 令和8年4月1日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこ（第77条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第78条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第79条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第77条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第78条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第78条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第18条、第25条第1項ただし書、第26条の2第1項第3号及び第26条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 第79条第1項の改正規定及び附則第19条の8の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和8年4月1日

(3) 第6条及び第8条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の山形市市税条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第18条及び第25条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第26条の2第1項第3号及び第26条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第26条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下

「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第25条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第26条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の山形市市税条例(以下「旧条例」という。)第25条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第26条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第26条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第26条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第26条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第19条の9第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、山形市市税条例第77条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第79条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第19条の9の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 山形市市税条例第79条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第19条の9第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第19条の9の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

理 由

地方税法等の改正に伴い、個人市民税の特定親族特別控除及び市たばこ税の課税標準の特例措置の創設など、所要の改正を行おうとするものである。

議第56号

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和7年6月11日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「6時間」を「3時間」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

理 由

放課後児童健全育成事業における開所時間に関する基準について変更しようとするものである。